

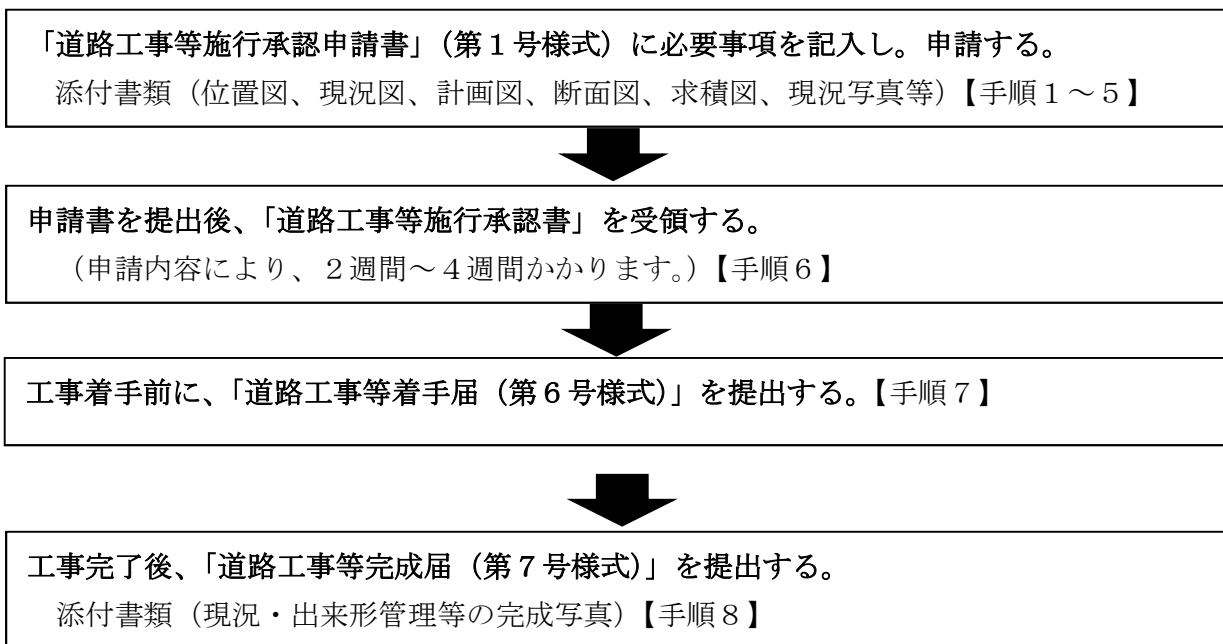
～自費工事申請（道路工事等施行承認申請）の手引き～

この手引きは、道水路管理者以外の者が道水路に関する工事又は道水路の維持を行う場合の手続きについて、その手順及び書類の作成方法を解説したものです。

目 的

- ・道水路沿線土地利用者の土地利用計画により、道水路構造物の改築が生じることになった場合、道路法第24条の承認を受けてから、自費工事にて施工するものです。

●手続きフロー



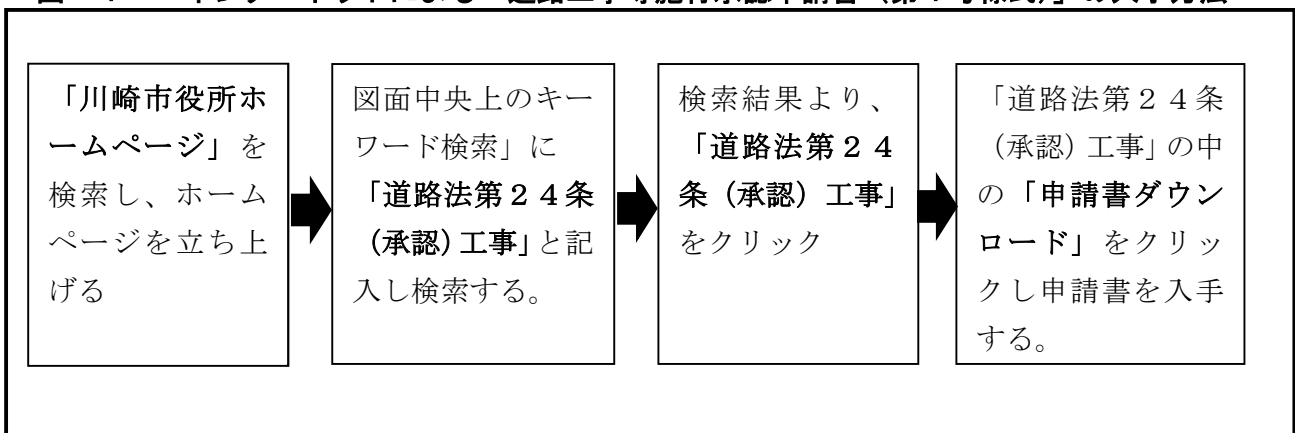
以下、申請から完成届の提出まで手順に沿って詳しく説明します。

【手順1. 申請書の入手方法】

つぎのいずれかの方法で入手してください。

- (1) 道路公園センター窓口で入手する。
- (2) インターネットから入手する。(図—1参照)

図—1 インターネットによる「道路工事等施行承認申請書(第1号様式)」の入手方法



【手順2. 申請書の作成部数】

提出部数が正副2部であることから、同じ申請書類を2部作成（樹木の移植を含む場合は3部）し、申請してください。

ただし、当該申請に道路照明（街路灯）等の道路公園センター以外が所管する施設の工事が含まれる場合（防犯灯除く）は、当該施設の管理者毎に1部を追加で作成し、併せて提出してください。

なお、複数部を作成するにあたって、複写による作成は可としますが、着色は必須とします。

例) ○駐輪場の管理者 : 建設緑政局自転車利活用推進室

○道路照明灯の管理者 : 建設緑政局道路河川整備部施設維持課 電気設備維持改良係

【手順3. 申請書の記入方法】

別紙1の記入方法に従い、「道路工事等施行承認申請書（第1号様式）」（以下申請書という。）に必要な事項をもれなく記入してください。

なお、当該申請書中の「施工場所」の路線名欄に記入する認定路線名は、次のいずれかの方法で調べてください。ただし、「施工場所」が水路の場合は、路線名欄を無記入にしてください。

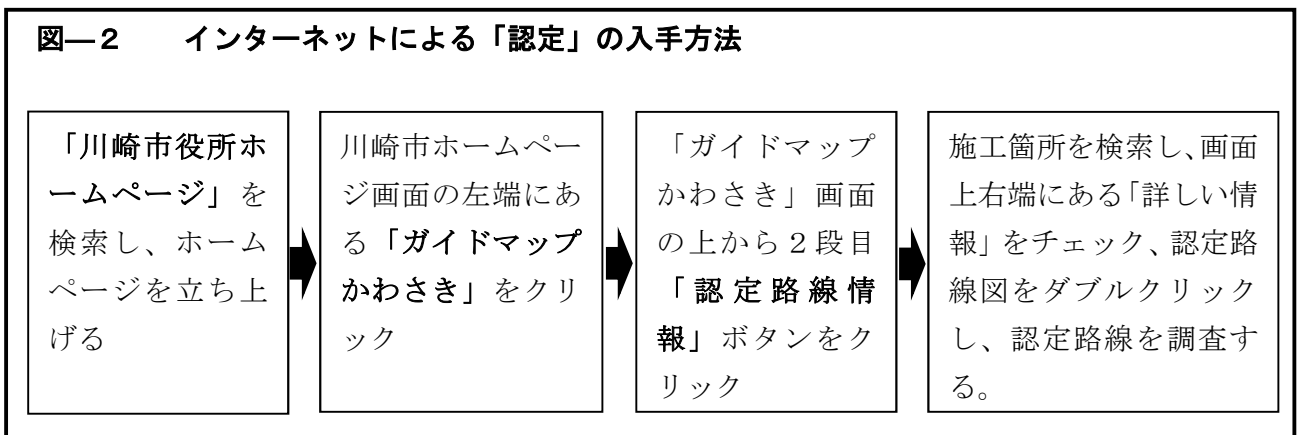
記入にあたっては、別紙2の記入例も参考にしてください。

(1) 道路公園センターに出向き調べる。

(2) 「川崎市ホームページ」の「ガイドマップかわさき」にある「認定路線情報」から調べる。

(図—2参照)

図—2 インターネットによる「認定」の入手方法



【手順4. 申請書添付書類の作成方法】

ここでは、申請の大部分を占める「歩道切下げ工事」を例に申請書の作成方法を説明します。

つぎに掲げる書類が最低限必要とされる申請書添付書類となります。

- ① 位置図 : (案内図) : 1/1500程度の地図を使用し、**施工場所を朱色で着色する。**
- ② 現況図 : 現況の平面図及び断面図（横断・前面）を作成する。
- ③ 計画図 : 完成後の平面図及び断面図（横断・前面）を作成する。
- ④ 構造図 : 別紙4-2を参照。

※川崎市役所ホームページ → 建設緑政局総務部技術監理課 → 川崎市土木工事標準構造図集を合わせて確認してください。

- ⑤ 現況写真 : 施工場所の現況を撮影可能である全ての方向から撮影する。施工箇所が分かるように、遠近合わせてお願いします。

●計画図の作成方法

○平面図及び断面図

- ①別紙4-1「歩道切下げ工事基準」に基づき、別紙3-1（現況図）及び別紙3-2（計画図）の作成例に倣い、施工の内容を詳細（横断勾配・平坦部の延長）に記入する。なお、街渠ブロックの段差は5cmを標準とする。
- ②街渠のエプロン及びL型側溝の布設替えを行う場合は、排水方向→（矢印）の記載すること。
- ③施工する部分をもれなく蛍光ペン等で着色する。

※歩道整備を行う際には、川崎市土木工事標準構造図集05舗装類、06歩道類を参照し、以下の点を考慮してください。

- 1) 歩道面には、車いす使用者等の安全通行を考慮して、1m以上の平坦部分（横断勾配は、雨水等の適切な排水を勘案して、密粒舗装は2%を標準（開粒舗装は1%）とする。）を設けるものとする。
- 2) 車道とのすりつけ部分の横断勾配については、15%以下とします。

○構造図

別紙4-1～4に記載されている構造図を参考につけておりますが、現場の状況により図4-5川崎市土木工事標準構造図集から必要な構造図を抽出し、手を加える部分を着色してください。

なお、当該構造が一般的な場合には、川崎市土木工事標準構造図集から入手、または道路公園センター財産管理担当にて当該構造図を提供します。ただし、特殊な構造については、申請者が構造計算等の検討を行ったうえで構造図を作成してください。

【手順5. 申請書の提出】

当該申請に、道路公園センター以外の管理者が管理する施設の工事（照明等）が含まれる場合は、道路公園センターに道路工事施行申請書を提出する前に、当該施設の管理者へ申請内容の事前説明をしてください。

事前説明完了後、当該施設の管理者より了承を得たのち、手順3及び手順4で作成された申請書を道路公園センター管理課財産管理係に提出してください。

しかし、申請内容に不備がある場合は受理することができません。その場合には、不備内容を伝えますので、修正のうえ再提出してください。不備がないことが確認できましたら、必要部数の申請書を受理します。

なお、完成検査合格後の当該施設及び工作物並びに付属物は、管理者へ無償にて引き継がれ、維持管理が行われることから、維持管理困難であると判断される内容の申請書は受理いたしません。

維持管理出来る内容に計画の見直しをお願いします。

【手順6. 承認書の交付】

申請書を受理してから道路工事等施行承認書（以下承認書という。）を交付するまでの期間は概ね2週間（植栽の移植を伴う場合は、概ね3週間）です。ただし、道路公園センター以外の管理者が管理する申請の場合は概ね4週間を要します。承認書の交付は、電話にてお知らせしますので、連絡がありました

たら道路公園センター財産管理担当にて承認書（承認条件書含む）を受け取ってください。

なお、承認にあたって必ず条件を付してありますので、必ず確認してください。「道路工事等施行承認の条件について」（道路法第87条）に記載の各条件について厳守してください。

条件を遵守されない場合には、承認を取り消すことがありますのでご注意ください。

【手順7. 着手届の提出】

着工する前に、「道路工事等着手届（第5号様式）」（以下着手届という。）を1部提出してください。
着手届の記入にあたっては、別紙5の記入方法に従い、着手届に必要事項をみれなく記入してください。

【手順8. 完成届の提出】

工事が完成したときには、申請書及び承認書記載の工期内に、工事写真（現況、完成、出来形）添付した「道路工事等完成届（第6号様式）」（以下、完成届という。）を1部提出してください。

完成届の記入にあたっては、別紙6の記入方法に従い、完成届に必要事項をみれなく記入してください。

完成届に添付する工事写真は以下のとおりです。

- ① 工事着手前の現場状況写真（遠・近）
- ② 工事施工中の施工状況写真及び出来形管理写真

i) 施工状況写真

アスファルト舗装の場合は、路盤・基層・表層の各敷き均し及びプライムコート・タックコート散布状況写真等

ii) 出来形管理写真

申請書の計画図に記載されている施工延長・幅・厚さ・深さ等の寸法及び、排水構造物等の全てについても同様に箇所別毎に、各々出来形寸法が確認できる遠景・近景の測定状況写真撮影（モルタルも含みます）を行ってください。判断しづらい場合は、接写写真も添付してください。

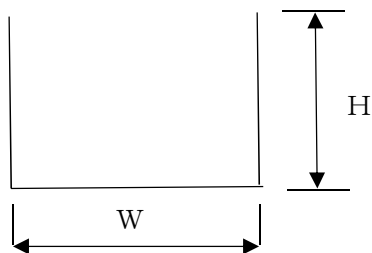
分かりやすいように、着手前と完成写真を撮影して下さい。

※施工後に出来形を確認できないものについては、必要に応じて写真を撮っておいてください。
検査時に指摘があった場合に、写真等で出来形が確認できないものについては、やり直しを指示することがあります。

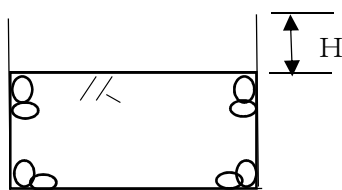
※排水構造物に水が溜っている場合がありますので、やり直しを指示することがあります。施工中から完成までしっかり現場管理をお願いします。

※写真例：

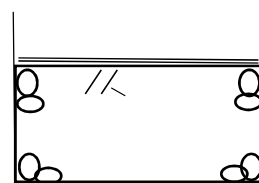
・掘削



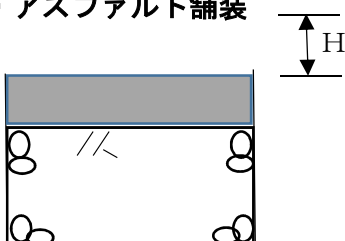
・路盤敷均し(15 cm毎)



・乳剤散布



・アスファルト舗装



③ 工事完成後の現場状況写真

【手順9. 変更届の提出】

① 設定した工事期間内に工事が完了しないと判明した場合。

② 承認を受けた内容と現場状況等により、内容に変更が生じる可能性がある場合。

※別紙6「道路工事等変更申請書（第2号様式）」を工事期間内に提出してください。

（工期内に変更申請が間に合わない場合は、再度申請となります。）

※土地利用の変更等に伴い、承認した申請を取り下げの場合には、別紙7「道路工事等中止届（第8号様式）」を工事期間内に提出してください。

※申請者を変更して申請を継続する場合は、「道路工事等承認申請書（第3号様式）」を工事期間内に提出してください。

※承認内容と現地において、相違が生じた場合又は判断に困った場合は、道路公園センター財産管理担当に相談し、協議をしてください。

【手順10. その他】

※自費工事を行う箇所に、川崎市道路境界標があり、境界標の亡失する恐れがある場合は、道水路台帳平面図に基づき事前に測量を行い、境界標の保全手続きを行い、道路公園センターに境界保全の手続きを行ってください。

境界保全の手続きについては、「川崎市境界標保全要綱を川崎市ホームページでご確認ください。

※測量を行った結果、道水路境界標の亡失及び道水路台帳平面図と相違している場合は、各道路公園センターと協議を行ってください。

※書類の書き方については、「川崎市役所ホームページ」→「道路法第24条（承認）工事」→「記載例」も合わせてご確認ください。

【問い合わせ先】

高津区溝口5-15-7

高津区役所道路公園センター財産管理担当

TEL：044-833-1221

道路工事等施行承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

「〇〇新築工事に伴う工事車両の出入りのため」等。

住所

氏名

申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には同名称及び代表者の氏名を記入する。

「川崎市ホームページ」に掲載の「認定路線図」により調べ、記入する。
ただし、施行場所が水路の場合は無記入。

担当者

電話

「担当者」の欄に担当者の所属・氏名・事務所の電話番号並びに携帯電話番号を記入する。

次のとおり申請します。

施工目的			該当するものを○で囲む。 なお、水路の場合は、その他に記入のうえ○で囲む。
施工場所	路線名		歩道・車道 ・その他 ()
	場所	川崎市高津区	
工事概要	工事種別		施工数量
	<p>「工事種別」の欄には、工事の内容をもれなく記入する。 例) 街渠ブロック交換、歩道舗装、横断防止柵撤去、植樹帯撤去等 ※欄を超える工種がある場合は別紙</p>		
工事期間	令和 年 月 日	令和 年 月 日	「工事期間」の欄には、申請者が設定した工事着手から完了までの期間を記入する。 ただし、記入した完了日までに着手届及び完成届が提出できない場合は、別途変更申請が必要となるので、完了日設定には注意を要する。
施工方法	直営・請負	施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先	「連絡先」の欄には、事務所の電話番号と共に担当者の携帯電話番号も必ず記入する。
添付書類	設計書(工事仕様書) その他(構造計算書、現況写真、道水路台帳図) 図面(位置図(1/1500程度)、現況図、計画図、構造図) 公図写、求積図)		
備考	位置図・現況図・計画図・構造図・現況写真が必要な添付書類となるが、申請内容によっては、他の書類の添付が必要となる場合がある。 なお、「現況図」及び「計画図」とは、前者が現況、後者が完成後の平面図・横断図を指す。		

※申請書の施工数量と計画図面との施工数量が一目で分かるよう作成をお願いします。

道路工事等施行承認申請書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 川崎市長

住所 川崎市高津区溝口5-15-7
高津建設株式会社

氏名 代表取締役 高津 太郎

担当者 管理課 川崎 次郎

電話 044-000-0000

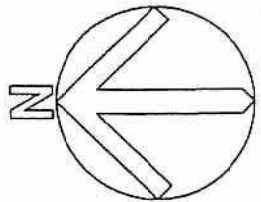
携帯 000-0000-0000

次のとおり申請します。

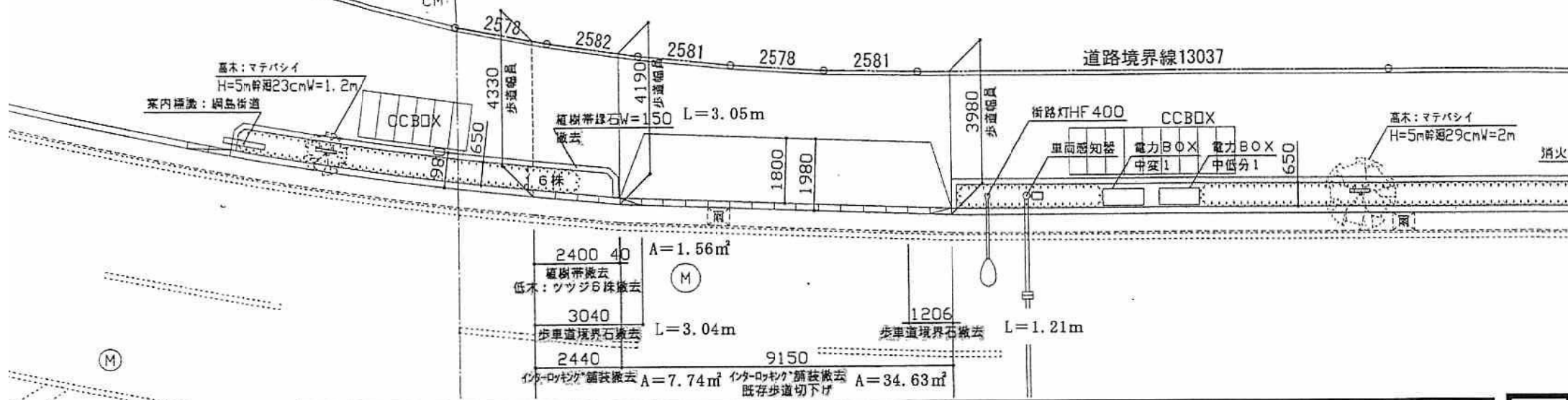
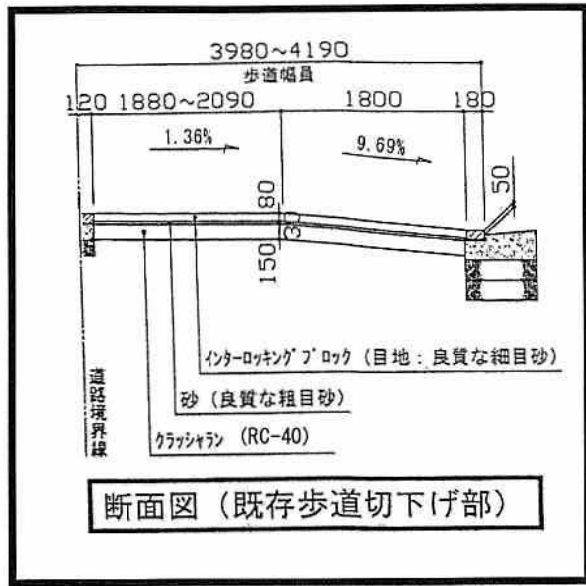
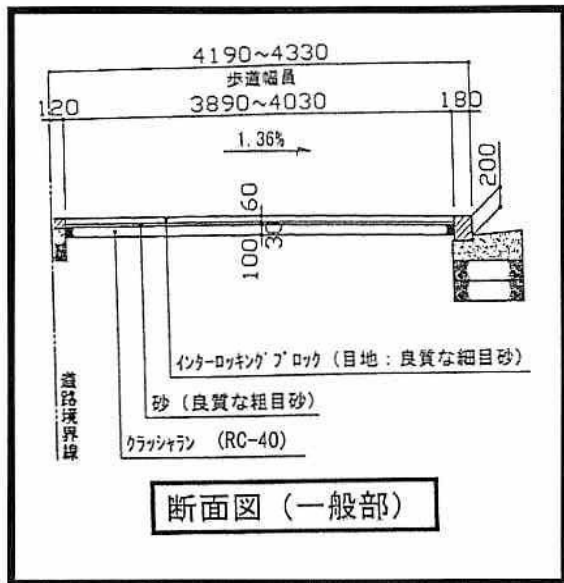
施工目的	〇〇新築工事に伴う工事車両出入りのため		
施工場所	路線名	溝口第43号線	歩道・車道・その他()
	場所	川崎市高津区溝口5-15-7	
工事概要	工事種別		施工数量
	インターロッキング舗装撤去		A=42.37㎡
	アスファルト舗装(A-3)		A=44.29㎡
	歩車道境界ブロック撤去・設置		L=4.25m
	低木移植(ツツジ)		6株
	植樹帯撤去		A=1.56㎡
	植樹帯ブロック設置		L=0.65m
工事期間	令和2年 8月 1日から		
	令和2年 10月 15日まで		76日間
施工方法	直営・請負		
	施工業者	住所	川崎市幸区下平間357-3
	業者名	幸建設株式会社 代表取締役 幸 三郎	
	担当者	幸福 五郎	
	連絡先	044-000-0000 携帯 000-0000-0000	
添付書類	設計書(工事仕様書) その他(構造計算書、現況写真、道水路台帳図) 図面(位置図(1/1500程度)、現況図、計画図、構造図、公図写、求積図)		
備考			

(作成例)

現況図



隣地境界線20572
道路境界線

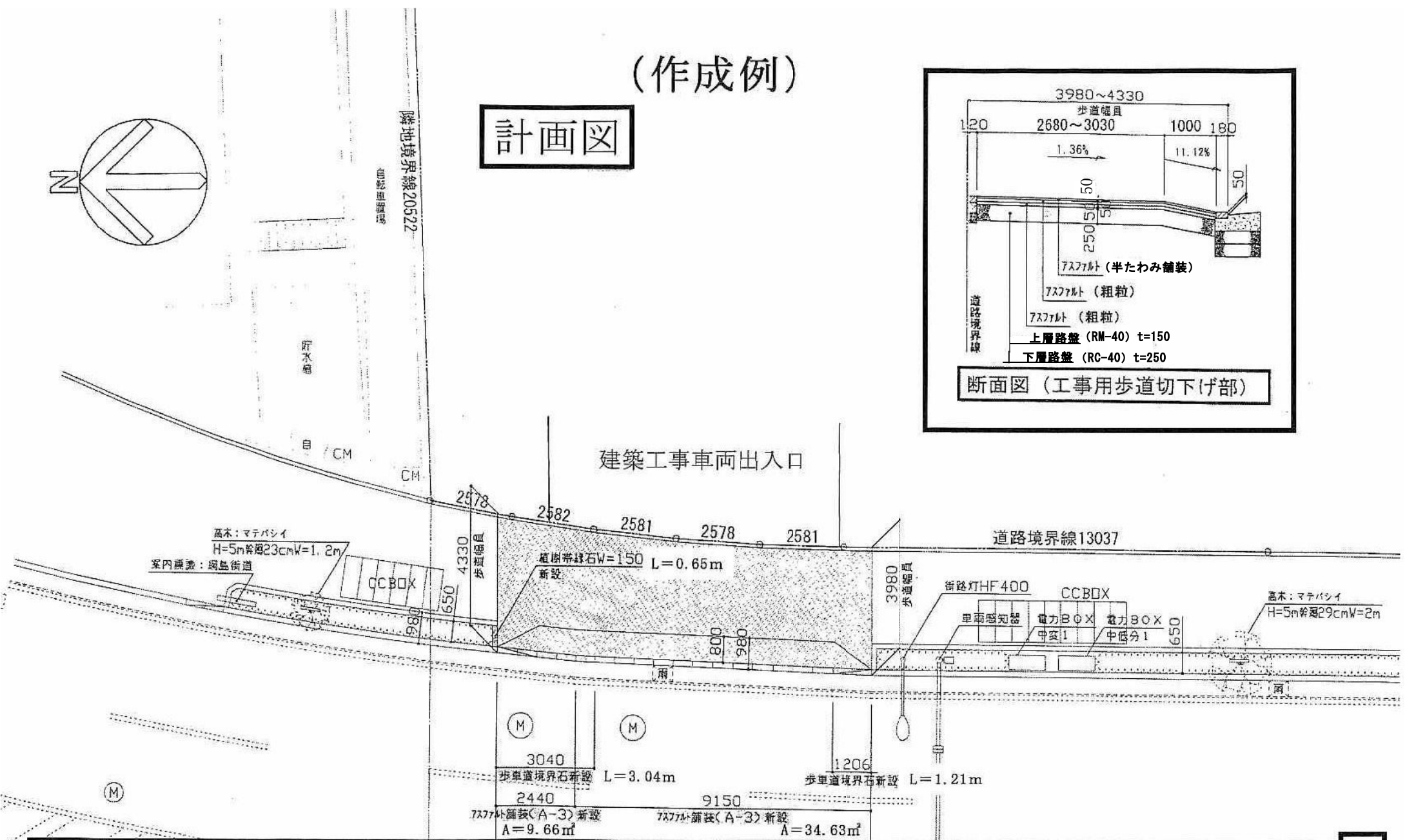
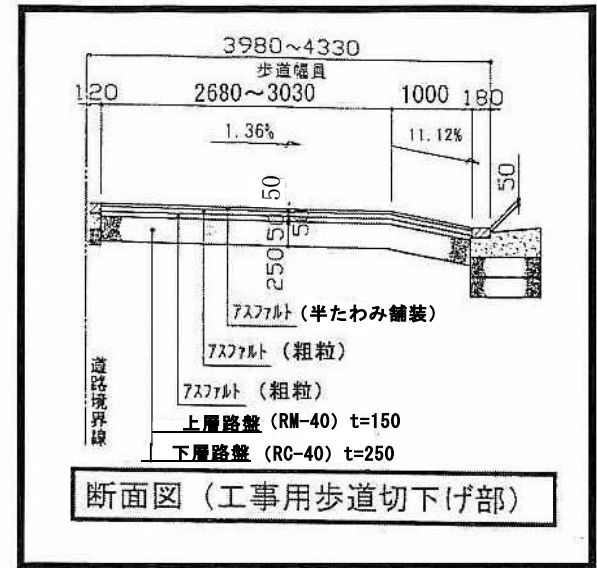


※ (作成上の注意事項)

- 1 道路を改築するにあたり必用とされる既設道路構造物の撤去の詳細 (名称、延長、面積等) を平面図及び断面図に記入する。
- 2 平面図及び断面図の各既設道路構造物のうち、撤去する部分をもれなく着色する。
なお、着色は単一色でも構わないが、必要に応じ、数色使用することが好ましい。

(作成例)

計画図



- ※ (作成上の注意事項)
- 1 撤去することなく保存する既設道路構造物の構造及び新たに設置される道路構造物の詳細 (構造及び名称、延長、面積等) を平面図及び断面図に示す。
 - 2 平面図及び断面図の内容のうち、保存する部分は無着色とし、新たに設置される部分をもれなく着色する。
なお、着色は単一色でも構わないが、必要に応じ、数色使用することが好ましい。

歩道切下げ基準

別紙 4 - 1

歩道の乗入れ部の舗装について

A種 アスファルト

アスファルトコンクリート舗装

(単位: cm)

切下幅員		A - 1	A - 2	A - 3
切下幅員		W=4.0m以下	W=8.0m以下	W=12.0m以下
対象とする車両		乗用車、小型貨物	普通貨物、大型貨物	大型特殊自動車等
表層	再生密粒度 アスファルト混合物	5	5 (半たわみ) ※	5 (半たわみ) ※
中間層	再生粗粒度 アスファルト混合物	—	—	5
基層	再生粗粒度 アスファルト混合物	—	5	5
上層路盤	RM-40	—	15	15
下層路盤	RC-40	15	15	25

※耐久性や景観等を考慮して、表層は半たわみ舗装とすることができる。

B種 コンクリート

セメントコンクリート舗装

(単位: cm)

切下幅員		C - 1	C - 2	C - 3
切下幅員		W=4.0m以下	W=8.0m以下	W=12.0m以下
対象とする車両		乗用車、小型貨物	普通貨物、大型貨物	大型特殊自動車等
表層	コンクリート版	15	20	25
下層路盤	RC-40	15	20	20

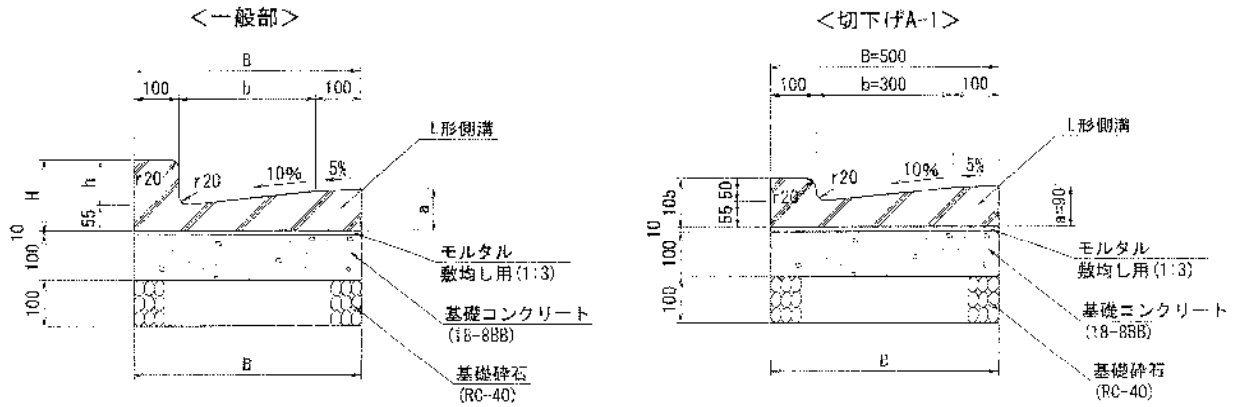
区分の目安

A - 1 C - 1	個人住宅 (2t車程度まで)
A - 2 C - 2	共同住宅 商業施設 コンビニ 宅配配送所 パーキング など
A - 3 C - 3	大規模商業施設 ガソリンスタンド 重車両車庫 生コン、Asコン工場 建材、重機械工業 工業団地 など

※川崎市土木工事標準構造図集 歩道舗装切下部 (A種・B種) (番号 509) を引用。

※トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。

切下げ部のL型側溝構造図について



※車両乗入れ部の基礎構造は、歩道切下げ部に準拠し補強すること。
歩道切下げA-1に相当する乗入れ部は、一般部と同一基礎構造とすること。

寸法表

形状・寸法	寸法(mm)					
	b	B	a	h	H	L
B450	250	450	85	100	155	600
B450-斜切(10-5cm)	250	450	85	100-50	155-105	600
B450-平(5cm段差)	250	450	85	50	105	600
B450-斜切(10-2cm)	250	450	85	100-20	155-75	600
B450-斜切(5-2cm)	250	450	85	50-20	105-75	600
B450-平(2cm段差)	250	450	85	20	75	600
B500	300	500	90	100	155	600
B500-斜切(10-5cm)	300	500	90	100-50	155-105	600
B500-平(5cm段差)	300	500	90	50	105	600
B500-斜切(10-2cm)	300	500	90	100-20	155-75	600
B500-斜切(5-2cm)	300	500	90	50-20	105-75	600
B500-平(2cm段差)	300	500	90	20	75	600

材料表

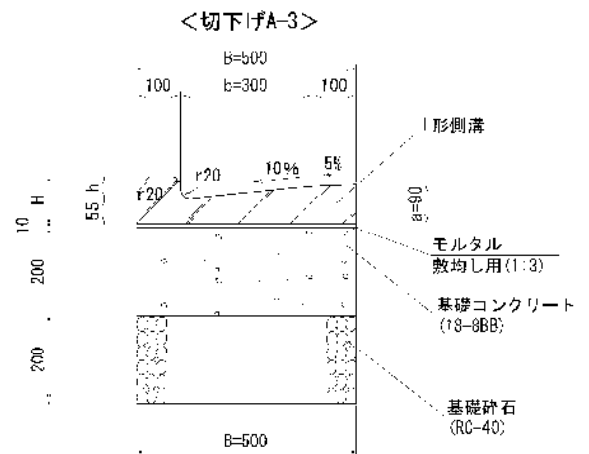
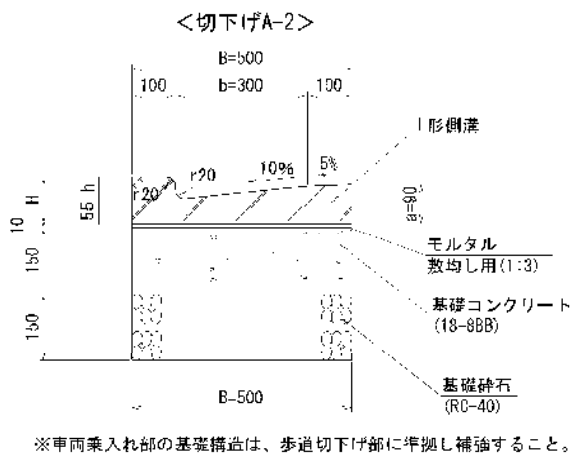
(10m当り)

形状・寸法	材料		基礎砕石 (m ²)	型枠 (m ²)	基礎コンクリート (m ³)	モルタル 敷均し用(1:3) (m ³)	参考質量 (kg/個)
	JIS A 5372 規格	(個)					
B450	250B	16.5	4.6	1.0	0.45	0.05	56
B450-斜切(10-5cm)	250B ※	16.5	4.5	1.0	0.45	0.05	53
B450-平(5cm段差)	250B ※	16.5	4.6	1.0	0.45	0.05	51
B450-斜切(10-2cm)	250B ※	16.5	4.6	1.0	0.45	0.05	52
B450-斜切(5-2cm)	250B ※	16.5	4.5	1.0	0.45	0.05	47
B450-平(2cm段差)	250B ※	16.5	4.6	1.0	0.45	0.05	47
B500	300	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	62
B500-斜切(10-5cm)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	59
B500-平(5cm段差)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	58
B500-斜切(10-2cm)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	58
B500-斜切(5-2cm)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	56
B500-平(2cm段差)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	53

※印はJIS規格外品。

〈注意事項〉

(1) 参考質量については、目安とする。



寸法表

形状・寸法	寸法 (mm)					
	b	B	a	h	H	L
B500	300	500	90	100	155	600
B500-斜切(10-5cm)	300	500	90	100-50	155-105	600
B500-平(5cm段差)	300	500	90	50	105	600

材料表<切下げA-2>

(10m当り)

形状・寸法	L型側溝		基礎砕石	型枠	基礎コンクリート	モルタル	参考質量 (kg/個)
	規格	(個)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m ³)	
B500	JIS A 5372	16.5	RC-40 t=150 5.0	1.5	18-8BB 0.75	敷均し用1:3 0.05	62
B500-斜切(10-5cm)	300 ※	16.5	5.0	1.5	0.75	0.05	59
B500-平(5cm段差)	300E ※	16.5	5.0	1.5	0.75	0.05	58

材料表<切下げA-3>

(10m当り)

形状・寸法	L型側溝		基礎砕石	型枠	基礎コンクリート	モルタル	参考質量 (kg/個)
	規格	(個)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m ³)	
B500	JIS A 5372	16.5	RC-40 t=200 5.0	2.0	18-8BB 1.0	敷均し用1:3 0.05	62
B500-斜切(10-5cm)	300 ※	16.5	5.0	2.0	1.0	0.05	59
B500-平(5cm段差)	300E ※	16.5	5.0	2.0	1.0	0.05	58

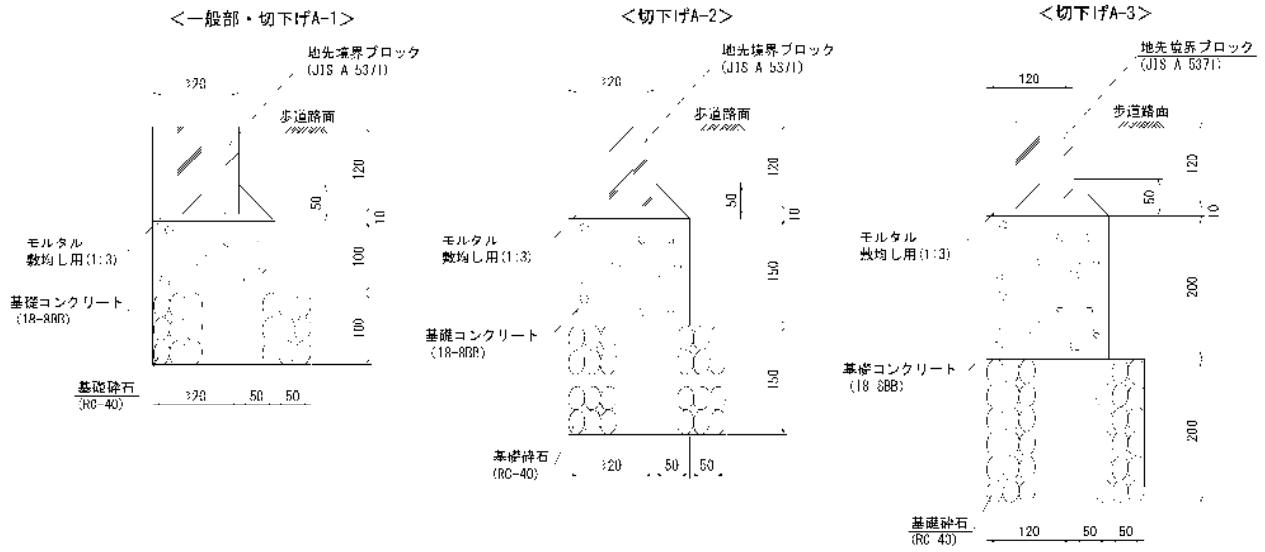
※印はJIS規格外品。

<注意事項>

(1)参考質量については、目安とする。

※川崎市土木工事標準構造図集 L型側溝 (番号118) ・L型側溝 (切下げ部) (番号118-2) を引用。

切下げ部の地先境界ブロック構造図について



※車両乗入れ部の基礎構造は、歩道切下げ部に準拠し補強すること。

材料表

(100m当り)

形状・寸法	材料	切下げ	地先境界ブロック	基礎砕石	型枠	基礎コンクリート	モルタル	参考質量
			JIS A 5371	RC-40		18-8BB	数均し用1:3	
			(個)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m ³)	(kg/個)
120×120×600		一般部、A-1	165.0	t=100 22.0	20.0	1.7	0.25	19
		A-2	165.0	t=150 22.0	30.0	2.6	0.25	
		A-3	165.0	t=200 22.0	40.0	3.4	0.25	

〈注意事項〉

(1)参考質量については、目安とすること。

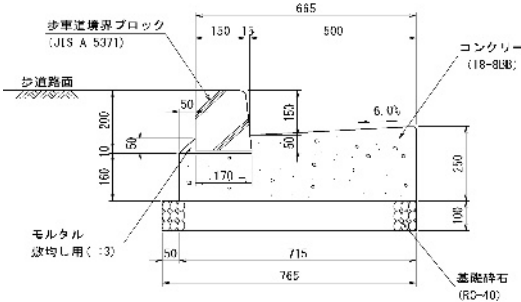
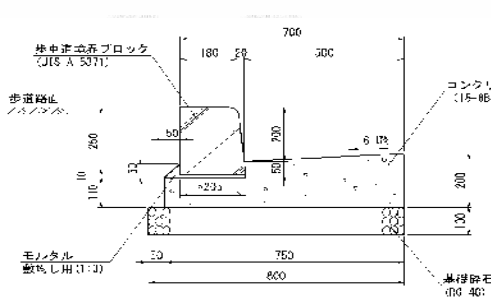
※川崎市土木工事標準構造図集 地先境界ブロック（番号702）を引用。

5 その他

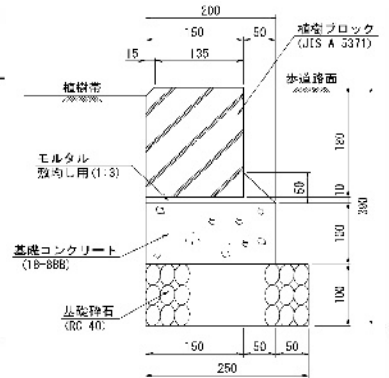
これらの構造図によりがたい場合については、その都度定めるものとする。

構造図

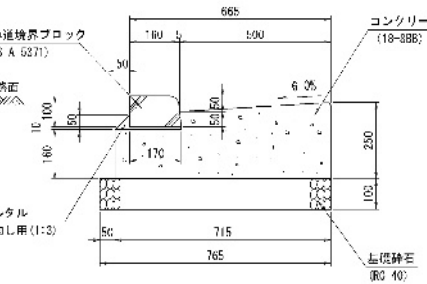
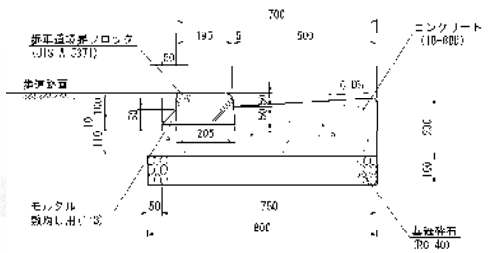
街渠工



植樹ブロック工

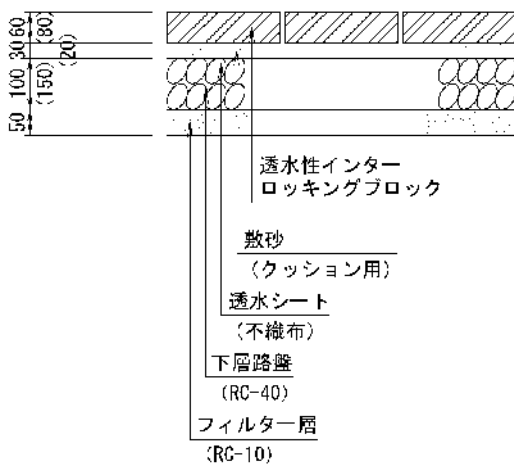


(車両出入口切下げ用)



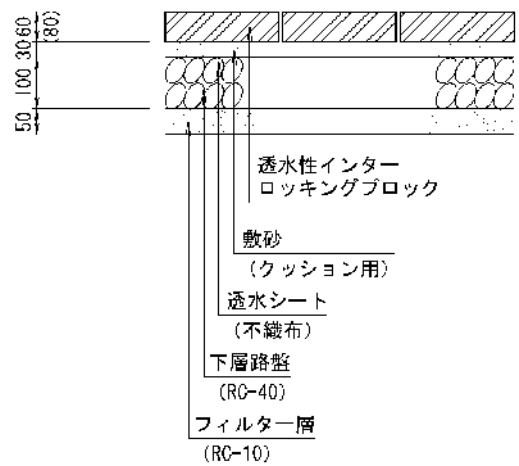
A種

インターロッキング
(セグメンタルタイプ)



B種

インターロッキング
(フラッグタイプ)



仕様

- 区分Ⅰ：歩行者、自転車の交通に供する歩道、自転車道
- 区分Ⅱ：歩行者や自転車以外に、最大積載量39kN以下の管理用車両等が通行する歩行者系道路

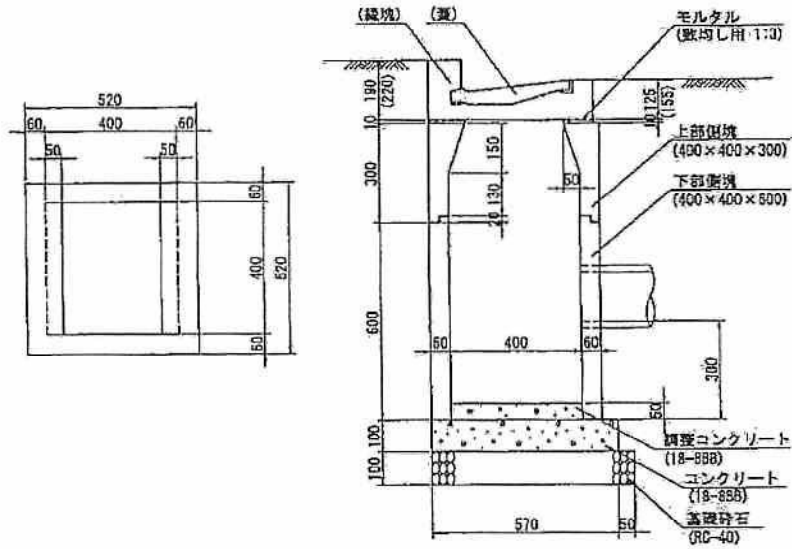
注意事項

- 区分Ⅱの場合、ブロックの厚さを8cmとし、その曲げ強度は3.0MPa以上とする。
- 路床細粒分の上昇、粒状路盤材の細粒分流出による路床支持力の低下、浸透能力の阻害などが懸念される場合は、フィルター層もしくは不織布を路床上に設置する。フィルター層および不織布は路床の浸透性能以上の透水性を持ち、細粒分の流出防止に効果がある砂や不織布を使用する。フィルター層の厚さは5cm程度を標準とする。
- 一般車両の乗入に伴う切下げ部など、本構造図により難しい場合は別途検討すること。

注意事項

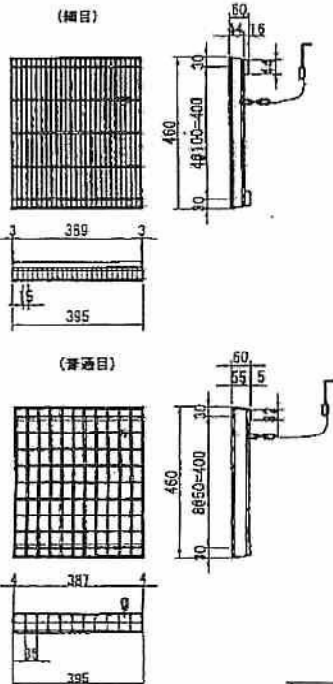
- フラッグタイプは管理用車両等も含め車両の通行しない箇所に使用すること。
- 8cm厚は、フラッグタイプブロックの寸法が298×598、398×598、398×398、448×448、498×498mmに適用する。
- 路床細粒分の上昇、粒状路盤材の細粒分流出による路床支持力の低下、浸透能力の阻害などが懸念される場合は、フィルター層もしくは不織布を路床上に設置する。フィルター層および不織布は路床の浸透性能以上の透水性を持ち、細粒分の流出防止に効果がある砂や不織布を使用する。

L形集水桝構造図 (参考)

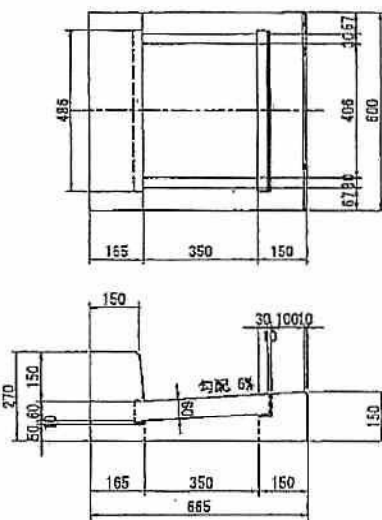


街渠桝縁塊構造図 (参考)

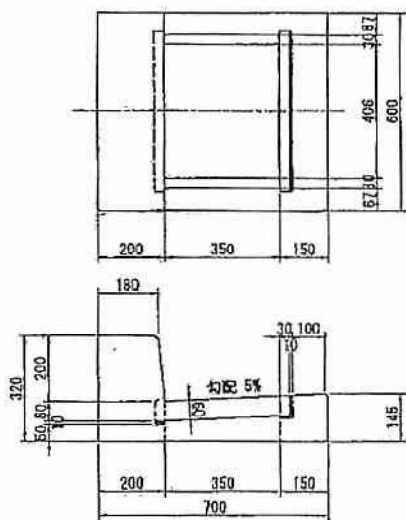
グレーティング蓋



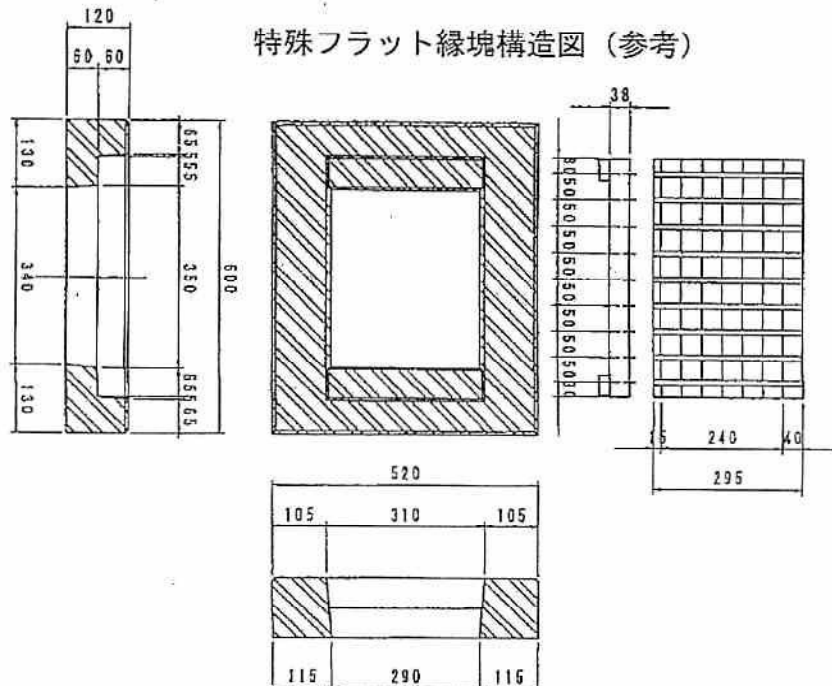
縁塊 (155用)



縁塊 (205A用)



特殊フラット縁塊構造図 (参考)



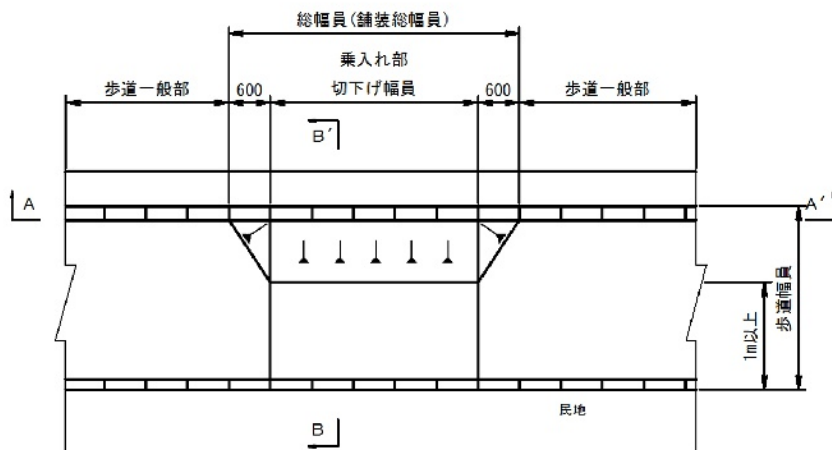
3 乗入れ施設標準構造図

この図例の寸法単位は「ミリメートル」とする。

この乗入れ施設標準構造図集によりがたい場合については、歩道切下げ基準、その現場の状況により、そのつど定めるものとする。

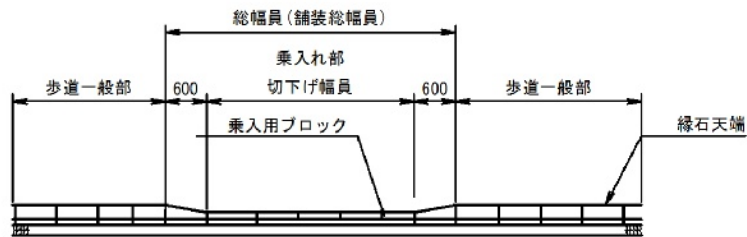
(1) 歩道内においてすりつけを行う構造

平面図

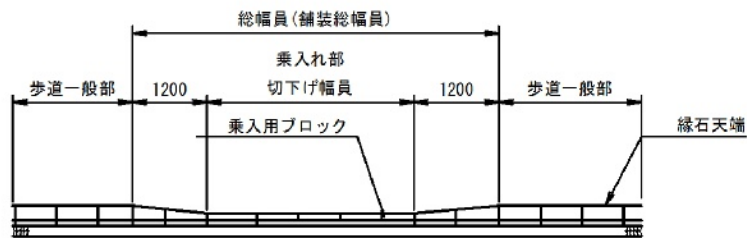


断面図(A-A')

(a) 歩道の段差が15cm以下の場合

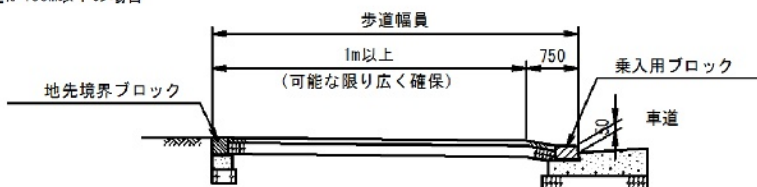


(b) 歩道の段差が15cmを超える場合

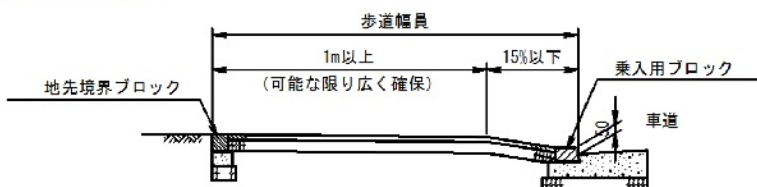


断面図(B-B')

(a) 歩道の段差が15cm以下の場合



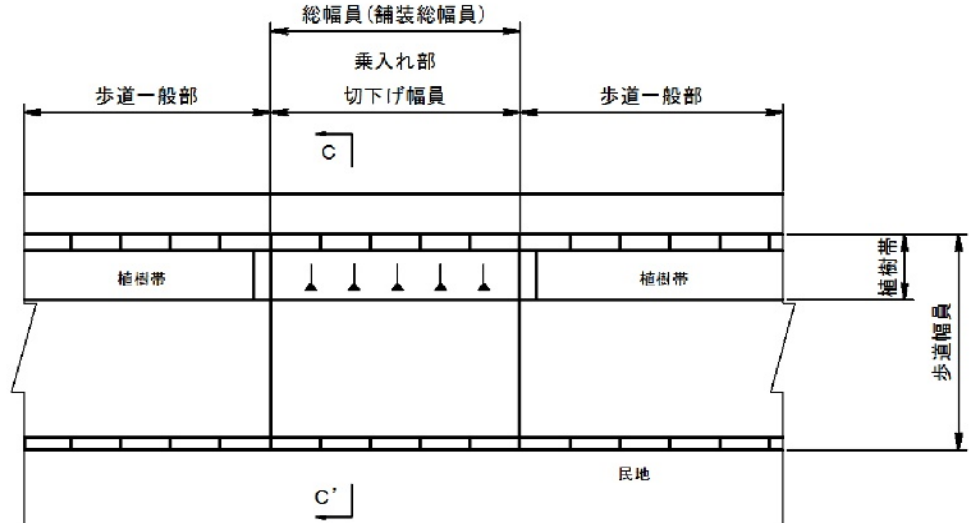
(b) 歩道の段差が15cmを超える場合



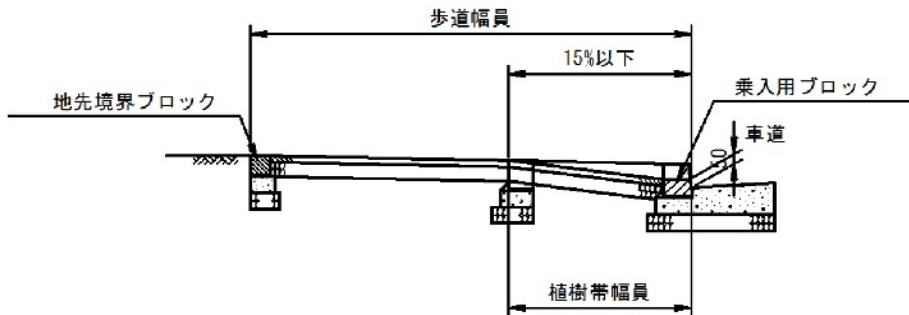
※川崎市土木工事標準構造図集 歩道切下げ図乗入れ部(番号606)を引用。

(2) 植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造

平面図



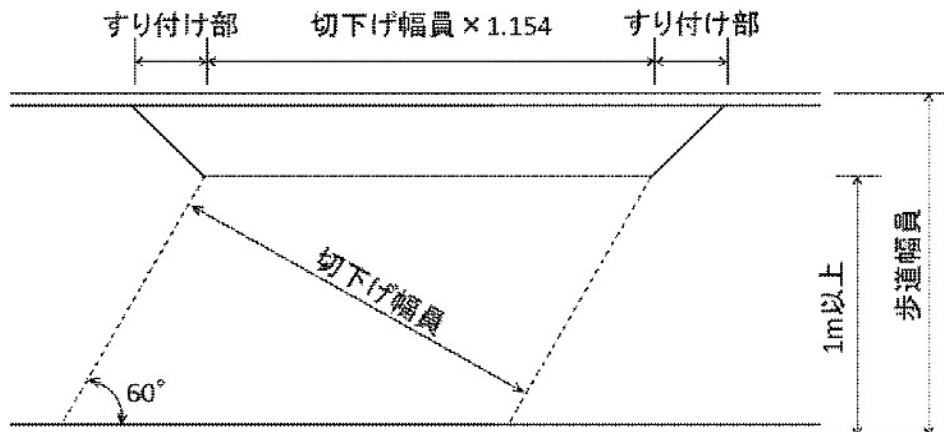
断面図(C-C')



※川崎市土木工事標準構造図集 歩道切下げ図乗入れ部 (番号606) を引用。

(3) 斜乗入れを行う構造

平面図



川崎市土木工事標準構造図集

令和5年4月

川崎市建設緑政局

第6号様式 着手届記入方法

提出年月日を記入する。

着手届は施行承認日以降でなければ提出できない。また、着手届を提出しなければ当該工事に着手することはできない。

道路工事等着手届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

以下、基本的に「道路工事等施行承認申請書」に記入した内容と同じ内容を記入する。

氏名

当該工事に対し交付した「道路工事等施行承認書」の年月日及び文書番号を記入する。

担当者

電話

次のとおり工事等を着手します。

承認年月日	年 月 日		
承認番号	川崎市指令 中管 第 号		
施工目的			
施工場所	路線名	歩道・車道 ・その他 ()	
	場 所	川崎市中原区	
工事期間	年 月	工事に着手する年月日を記入する。 ただし、着手届提出日前に設定することはできない。	
	年 月		
着手日	年 月 日		
施工方法	直営・請負		
	施工業者 住 所		
	業者名		
	担当者		
	連絡先		
備 考			

完 成 届 記 入 方 法

道路工事等完成届

提出年月日を記入する。

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

以下、基本的に「道路工事等施行承認申請書」に記入した内容と同じ内容を記入する。

当該工事に対し交付した「道路工事等施行承認書」の年月日及び文書番号を記入する。

担当者

電 話

次のとおり工事等が完成しましたので届け出ます。

承認年月日	令和 年 月 日	
承認番号	川崎市指令 中管 第 号	
施工目的		
施工場所	路線名	歩道・車道 ・その他 ()
	場 所	川崎市中原区
工事期間	令和 年 月	工事が完了した年月日を記入する。 日間
	令和 年 月 日まで	
完 成 日	令和 年 月 日	

直営・請負
 施工業者 住 所
 業者名
 担当者
 連絡先

備 考

※ 検 査 日

※ 検 査 員

令和 年 月 日 適合・無記入 印

注 ※印欄は、記入じないでください。